福県医発第 598 号（地）
令和３年５月 26 日

各 医 師 会 長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会　長　松　田　峻一良
（公 印 省 略）

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が
発生した場合等に活用することができる制度等について

今般、これまで厚生労働省より示されてまいりました令和３年度予算等による高齢者施設等に対する発生時に備えた支援、感染者等が発生した場合の支援や、介護従事者の方々が対象となり得る公的な補償制度等について整理された事務連絡が厚生労働省より発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

また、本事務連絡に対応する概要資料も作成されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】
○ 介護保険最新情報vol.978
高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等に活用することができる制度等について
（令３．５．18　事務連絡　厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部、老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

○ 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等に活用することができる制度等について【概要】

（介 31）
令和 3 年 5 月 21 日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江　澤　和　彦
（公 印 省 略）

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が
発生した場合等に活用することができる制度等について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて今般、これまで厚生労働省より示されてまいりました、令和3年度予算等による高齢者施設等に対する発生時に備えた支援、感染者等が発生した場合の支援や、介護従事者の方々が対象となり得る公的な補償制度等について整理された事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、本事務連絡に対応する概要資料も別添のとおり作成されておりますので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.978
高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等に活用することができる制度等について
（令 3.5.18　事務連絡　厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部、老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

○高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等に活用することができる制度等について【概要】

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）　　御 中

← 厚生労働省　高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等に活用することができる制度等について

計 20 枚（本紙を除く）

Vol.978

令和３年５月１８日

厚　生　労　働　省　老　健　局

高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　ＴＥＬ　：03-5253-1111(内線 3979、3996)
ＦＡＸ　：03-3503-7894

事　務　連　絡
令和３年５月18日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）　御中
特 別 区

都道府県
各　指定都市　介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等に
活用することができる制度等について

高齢者施設及び介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」（令和２年４月７日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、同年 10 月 15 日付一部改正）等においてお示ししているところです。

今般、令和３年度予算等による高齢者施設等に対する発生時に備えた支援、感染者等が発生した場合の支援や、介護従事者の方々が対象となり得る公的な補償制度等を下記のとおり整理しましたので、管内の施設・事業所に対して周知をお願いします。

記

Ⅰ．高齢者施設等に対する支援等

１．平時からの感染症対策

（１）感染症対応力向上のための支援等

①　新型コロナウイルス感染症対策のポイントをまとめたマニュアル、動画、事例集等の活用【別添１】

「高齢者施設における感染対策の更なる推進について」（令和３年３月９日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等に基づき、これまで示してきた平時から感染時までのケア等の具体的な留意点、自主点検実施要領、机上訓練シナリオ、感染対策のポイントをまとめた動画や手引き、事例集を公表している。また、各自治体においても感染拡大防止に係る取組が実施されており、同取組をとりまとめたホームページを作成している。これらを活用すること等により、感染防止対策の再徹底、シミュレーションを行い、感染予防及び感染拡大防止に引き続き取り組むことが求められる。

（参考）

・高齢者施設における施設内感染対策のための　自主点検実施要領
https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf

・新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～
https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf

・介護現場における感染対策の手引き
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf

・高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に関する事例集
https://www.mhlw.go.jp/content/000750414.pdf

・自治体における感染対策に係る取組
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00008.html

②　介護サービスにおける感染症対応力向上のための研修【別添２】

介護サービスに従事する職員が標準的な予防策や感染発生時の備え等を理解し実践できるよう、

・感染症の知識や技術に関する全職員向け

・体制づくりや職員への配慮などに関する管理者向け

に分けて、ｅラーニングサイトを構築している。

併せて、感染症の専門家による実地研修も組み合わせて実施されており、これらの研修も活用し、一層の感染症対応力の向上に取り組むことが求められる。

（参考）
・「感染対策に関する研修（e-ラーニング）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

③　感染症発生時の業務継続計画ガイドライン、ひな型等【別添３】
令和３年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業所に対して、一定の経過措置期間を設け、感染症発生時の業務継続計画の策定等が義務付けられている。業務継続計画の策定の参考として業務継続ガイドライン、ひな形等を作成しており、これらを活用しながら、感染者が発生した場合のサービスの継続に向けた取組が求められる。

（２）高齢者施設等の集中的検査の徹底等
①　高齢者施設等の集中的検査の徹底
高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営の影響が大きいこと等から、早期発見が重要であり、感染多数地域においては施設の感染者が判明していない場合であっても、行政検査等により、定期的に検査を実施することを要請しており、歓楽街等のある大都市はもとより、その他の地方公共団体においても地域の感染状況に応じて、４月から６月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の集中的検査実施計画を策定・実施している。
なお、集中的検査については、濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行うものであり、検査対象者は濃厚接触者としての１４日間の健康観察の対象外であり、引き続き従事可能である。
また、仮に感染が判明した場合については、３（１）①②③等の感染者が発生した場合の支援策の活用が可能である。

②　高齢者施設等への重点的な検査の徹底に関する関係団体の相談窓口
高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者に対する検査の実施を施設から都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合の相談窓口が関係団体に設置されている。
（各関係団体の相談窓口）
○ 特別養護老人ホーム　・養護老人ホーム・軽費老人ホーム
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 新型コロナウイルス感染症対策チーム
入力フォーム：
https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=08AlISZNnkqPvebuCk9xl4qlme0EoLhPj2a71uIYdqZUMlRKVjVGTU1VR Fk2QURVSFQ4NUJSS0M3RC4u

○ 介護老人保健施設

公益社団法人全国老人保健施設協会
入力フォーム：http://www.roken.or.jp/member/archives/9984
電話番号：03-3432-4165（総務部総務課）

○ 認知症グループホーム
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
電話番号：03-5366-2157
報告様式：https://www.ghkyo.or.jp/queryform_covid19
提出先：info@ghkyo.or.jp

○ 介護付きホーム
一般社団法人　全国介護付きホーム協会
電話番号：03-6812-7110
メールアドレス:info@kaigotsukihome.or.jp
ホームページ URL:
https://www.kaigotsuki-home.or.jp/news/category/administration/2020/2206

○ 有料老人ホーム
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
電話番号：03-3272-3781（事業推進部）
メールアドレス：nyukai@yurokyo.or.jp
ホームページ URL：https://www.yurokyo.or.jp/contact.php

○ サービス付き高齢者向け住宅
一般社団法人　高齢者住宅協会　サ高住運営事業者部会
電話番号：03-6689-7917
メールアドレス：sakoujyubukai@shpo.or.jp
ホームページ URL：https://kosenchin.jp/UserQA.aspx

③　介護施設等における一定の要件に該当する自費検査費用の補助（地域医療介護総合確保基金）

クラスターが発生した場合の影響の大きさに鑑みて、介護施設等（※）において、

・濃厚接触者と同居する職員
・発熱等の症状（新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

などの者に対して、施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、

・近隣自治体や近隣施設で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であって、

・保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査

について、補助制度を活用することができる。

（※）介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

（３）新型コロナウイルスワクチンの接種

①　新型コロナウイルスワクチン接種の順位

新型コロナウイルスワクチン接種の順位については、重症化リスクの大きさや医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは医療従事者等の接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等に従事する者に対し行うこととされている。なお、高齢者施設に従事する者には、市町村の判断によって、地域における病床ひっ迫時に、介護サービスの提供等を行う居宅サービス等の従事者も含まれる。

なお、施設内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないものとしている。

②　通所系サービス事業所等における介護報酬の臨時的な取扱い

通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護）事業所内における新型コロナウイルスワクチン接種を実施する場合の介護報酬等の取扱いや、居宅要介護者が医療機関以外の接種会場に移動する際の訪問介護の利用等について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 20 報）」（令和３年４月５日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）において示している。

・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 20 報）」

https://www.mhlw.go.jp/content/000766218.pdf

２．発生時に備えた支援

①　介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（地域医療介護総合確保基金）【別添４】

介護施設等（※）において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、

（ⅰ）多床室の個室化に要する改修費

（ⅱ）簡易陰圧装置の設置に要する費用

（ⅲ）感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

についての補助制度を活用することができる。

（※）（ⅰ）については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム、短期入所生活介護事業所、生活支援ハウス。

（ⅱ）及び（ⅲ）については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、生活支援ハウス。

３．感染者が発生等した場合の支援・対応

（１）感染者が発生した場合の支援

①　感染者発生時の医療従事者や感染管理専門家等の派遣

感染者が発生した場合は、感染制御・業務継続支援チームが支援を行い、また、必要に応じて専門家やＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ等の医療チーム等を迅速に派遣できる体制が構築されているため、感染発生時等の助言指導や、必要に応じて人材の派遣を希望する場合は都道府県等に相談する。

また、高齢者施設等においてクラスターが発生した場合の対応等について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部地域支援班、クラスター対策班では、各班に所属するＤＭＡＴや感染症管理の専門家による相談対応や、都道府県の要請に基づき必要な人材の派遣等を行うなどの支援を行っており、これらを活用することができる（「高齢者施設等における感染制御及び業務継続の支援のための都道府県における体制整備や人材確保等に係る支援について」令和３年２月 10 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）。

・「高齢者施設等における感染制御及び 業務継続の支援のための都道府県における体制整備や人材確保等に係る支援について」（令和３年２月 10 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/content/000737597.pdf

② かかり増し経費、職員の確保等に向けた支援（地域医療介護総合確保基金）【別添５】

感染者等が発生した施設等が必要な介護サービスを継続できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費として、消毒・清掃費用や、緊急時の介護人材確保に係る費用等について、補助制度を活用することができる。

また、都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、施設等で感染者が発生した場合などに、地域の他の施設等と連携して当該施設等に対する支援を実施するために必要な経費についても支援を行っている。自施設、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合、自治体や関係団体へ連絡し、応援職員を依頼することが考えられる。

③ 社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業【別添６】

職員が不足する事業所と応援派遣の協力が可能な施設間の調整費用及び応援職員を派遣する場合の旅費や宿泊費用等については、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業（社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業）の活用が可能である。

④ 看護師等の専門職による同行訪問などの支援

訪問系の介護サービス事業所が感染者に対応するにあたっては、看護師等の専門職の支援を受けることも考えられる。具体的には、

（ｉ）近隣の医療機関・訪問看護ステーションからの派遣を検討し、

（ⅱ）（ｉ）が困難な場合には、都道府県の介護保険部局と衛生部局が連携の上、都道府県看護協会及び都道府県訪問看護連絡協議会に相談し、調整を行うこと。

これらの支援に当たっては、以下の施策が活用可能である。

➢ 謝金等の支払い

看護師等の専門職への謝金等の支払いに当たり、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の「23. 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業」の活用が可能である。

一方、市町村においては、在宅医療・介護連携推進事業の「医療・介護関係者の研修」に該当することから、地域支援事業の活用が可能である。

➢ 看護師等の専門職の同行訪問による介護報酬算定

訪問介護事業所が看護師等の専門職の同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等の同意を得たときには、２人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100 分の 200 に相当する単位数を算定可能である。

⑤　感染者が発生した場合に必要となる衛生用品等の配布について

感染者が発生した介護施設等に対して、感染者への対応の際に必要となるマスク、ガウン、フェイスシールド等について、国において確保し、都道府県等で備蓄を行っており、防護具等を速やかに支援できるようにしている。

（２）感染者が発生等した場合における介護報酬及び診療報酬の特例

①　介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬に係る特例的な対応等

介護医療院、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合の診療報酬における特例的な対応については、「介護医療院等での施設内感染発生時の留意点等について」（令和３年４月 30 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）において示している。

・「介護医療院等での施設内感染発生時の留意点等について」（令和３年４月 30 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000778328.pdf

②　通所介護等において感染症の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価

令和３年度より、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護については、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合に、一定期間の基本報酬への３％加算又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例による評価を行っている。詳細については、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月 16　日付老認発 0316　第４号・老老発 0316 第３号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長ほか連名通知）において示している。

③　退院患者の適切な受入促進に係る介護報酬の臨時的な取扱い

介護保険施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。）、介護老人保険施設、介護療養型医療施設、介護医療院）において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合に、当該者について、退所前連携加算を入所した日から起算して 30 日を限度として算定することができる等の取扱いを、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 18 報）」（令和３年２月 16 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス

感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第19報）」（令和３年３月22日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）において示している。

・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第18報）
https://www.mhlw.go.jp/content/000762761.pdf

・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第19報）
https://www.mhlw.go.jp/content/000763809.pdf

４．その他

①　独立行政法人福祉医療機構の融資制度の活用【別添７】

独立行政法人福祉医療機構における新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所等に対する無利子・無担保の資金融資を活用することができる。

Ⅱ．介護従事者の方々が対象となり得る公的な補償制度等

１．感染した場合

①　労災保険の療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付【別添８】

介護従事者の方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として、労災保険給付の対象となり、療養補償給付（※１）、休業補償給付（※２）、遺族補償給付（※３）等が支給される。

（※１）療養補償給付

労災指定医療機関において治療を受けた際の治療費（現物給付を含む）が給付されるもの（やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担した後で労災請求することで、負担した費用の全額が支給される。）。

（※２）休業補償給付

療養のために労働することができず、賃金を受けていない場合、休業日の４日目以降から給付されるもの。給付額は、休業補償給付が休業１日あたり給付基礎日額の６割である。また、これに加えて休業特別支給金として、休業１日あたり給付基礎日額の２割が支給される。

（※３）遺族補償給付

亡くなった労働者の遺族に年金あるいは一時金が給付されるもの。給付額は、受給権者となる遺族の人数により変動する。

② 健康保険の傷病手当金【別添９】

業務以外の事由に起因して、療養により労務に服することができない方については、被用者保険に加入していれば、要件（※）を満たした場合、各保険者から傷病手当金が支給される。

なお、労務に服することが出来なかった期間には、発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間も含まれる。また、やむを得ず医療機関を受診できず、医師の意見書がない場合においても、事業主の証明書により、保険者において労務不能と認められる場合がある。

国民健康保険に加入する方については、市町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合がある。

具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認されたい。

（※）傷病手当金が支給される要件（健康保険の場合）

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から、直近 12 か月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の１に相当する額の３分の２について、傷病手当金による補償がなされる。

２．休業する場合

① 雇用調整助成金を活用した休業手当の支払

事業主が、新型コロナウイルス感染症の影響により労働者を休業させた場合（シフト制で働く場合、勤務時間や勤務日を削減した場合を含む。）に、事業主が休業手当を支払った場合には、雇用調整助成金による助成を受けることができる。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方については、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度の対象となる。

（雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

介護職員等のための感染対策動画「そうだったのか！感染対策」

○　訪問介護職員と訪問サービス利用者、特別養護老人ホームの職員等向けに、新型コロナウイルス感染症の対策を分かりやすくまとめた動画を作成し、厚生労働省のYouTubeに公表。

『訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策』①～③

① あなたが利用者宅にウイルスをもちこまないために

（動画の内容）
こんなときどうする？
① 利用者宅に到着
② 玄関に入る
③ 手洗いをする
④ 挨拶をする
⑤ 部屋の換気をする
⑥ 体温測定をする
⑦ 鼻がかゆくなったら・・・

③ あなたがウイルスをもちださないために

（動画の内容）
こんなときどうする？
① 記録をする
② エプロンを脱ぐ
③ 帰る前
④ 上着を着る
⑤ 水を飲みたくなったら・・・

『訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策』

○ あなたがウイルスをうけとらない、わたさないために

（動画の内容）
○ウイルスはどこにいるの？
○こんなときどうする？
① いつ手を洗うの
② サービスを受けるまえ
③ サービスを受けるとき
④ 訪問してもらうのが怖いと思ったとき

こちらのQRコードから動画をご覧いただけます。

厚生労働省you tube
MHLWチャンネル
https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWIoHZGHxCc

『介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策』①～③

① 外からウイルスをもちこまないために

（動画の内容）
こんなときどうする？
① 家を出るまで
② 通勤するとき
③ 職場に着いたとき
④ 休憩のとき
⑤ 職員共用設備を使うとき
⑥ 仕事が終わったら

② 施設の中でウイルスを広めないために（１）

（動画の内容）
こんなときどうする？
① 使い捨てエプロンをつけよう
② 環境を整えよう
③ 入所者のマスク着用はどうしたらいいの
④ もしも、有症状者がでたら

別添１

介護サービスにおける感染症対策力向上のための研修の実施

○　介護サービスの職員が標準的な予防策や感染発生時の備え等を理解し実践できるようeラーニングサイトを開設。
○　感染症の知識や技術に関する全職員向けにしたものと、体制づくりや職員への配慮などに関する管理者向けにわけ構築。
○　あわせて、専門家の訪問による実地研修も組み合わせて実施。

全職員向け

（研修メニューの例）※　チェックテストを組み合わせて実施
・生活を支えるための感染対策
・標準予防策と感染経路別予防策
・感染拡大予防のための職員の健康管理
・感染予防策を踏まえた介護・看護ケア（平常時・感染症流行時）
・感染症発生時の対応（濃厚接触者・陽性者発生時を含む）

管理者向け

（研修メニュー）
・生活を支えるための感染対策
・感染対策マニュアルの見直しによる感染管理体制の改善
・感染予防に取り組む職員のメンタルヘルス
・感染症発生時の対応（濃厚接触者・要請者発生時を含む）
・実技・演習の取組

〈e-ラーニングは、こちらからご覧いただけます〉
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html
厚生労働省ホーム >政策について >分野別の政策一覧 >福祉・介護 >介護・高齢者福祉
>介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修

別添2

1．（1）　日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進（その１）

感染症対策の強化【全サービス】

■　介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
（※３年の経過措置期間を設ける）

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

■　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
（※３年の経過措置期間を設ける）

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

ポイント
✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

主な内容
・BCPとは　・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
・介護サービス事業者に求められる役割　・BCP作成のポイント
・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）　等

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

■　災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

別添3

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（地域医療介護総合確保基金）

令和３年度予算：公費618億円の内数（国費412億円の内数）

○　介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

①　多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

１定員あたり97.8万円

※　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管

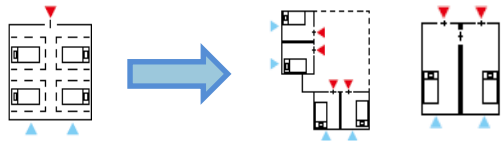

《多床室》　《個室化》

②　簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

１施設あたり：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※　令和２年度第１次補正予算から実施

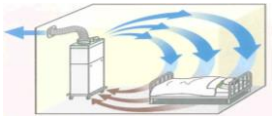

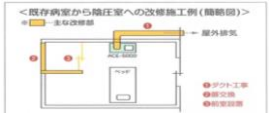

③　感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

①　ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：100万円/箇所

②　従来型個室・多床室のゾーニング：600万円/箇所

③　２方向から出入りできる家族面会室の整備：350万円/施設

※　令和２年度第３次補正予算案から実施

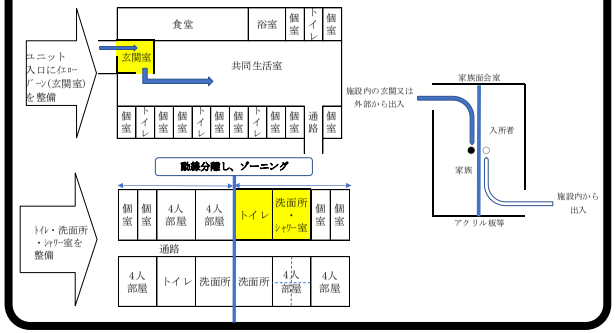

※　機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

別添4

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
＜地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）＞　令和3年度予算：137億円の内数

※令和3年度までの実施

1　緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、
・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること
から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

【助成対象事業所】
①新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
※休業要請を受けた事業所を含む
②新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
③感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

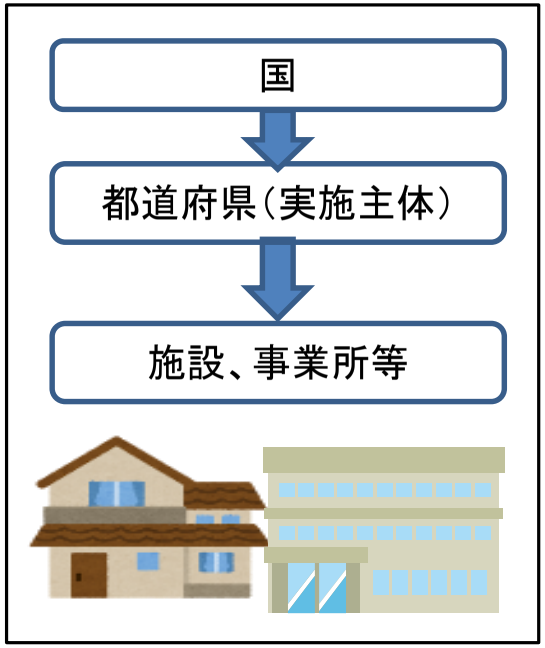

【対象経費】
通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成
①緊急時の介護人材確保に係る費用
・職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用

②職場環境の復旧・環境整備に係る費用
・介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等

③連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
・感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用

2　緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

【対象経費】
都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

別添5

災害福祉支援ネットワーク構築推進事業

令和３年度予算：１０１，３９５千円（７９，２４４千円）

東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、要配慮者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援（災害時福祉支援チームの派遣）が行えるよう、都道府県単位での福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることが必要。

こうしたネットワークの全国的な構築を推進するため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、各都道府県による公民協働の取組を支援する。

※１都道府県当たりの補助上限額：基本事業等645万円(注)（定額補助）＋体制強化事業150万円（１回限りの定額補助。ﾈｯﾄﾜｰｸ構築済み都道府県のみ）
（注）基本事業のうち連携体制充実事業及び災害対応力向上事業を実施しない場合は補助上限額：150万円

【参考】

1. 災害福祉支援ネットワークとは・・・

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保するためのネットワーク

2. 災害派遣福祉チームとは・・・

社会福祉士や介護福祉士等の多職種から構成され、一般避難所における災害時要配慮者に対し、①他の福祉避難所等への誘導、②アセスメント、③食事、トイレ介助等の日常生活上の支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備等の福祉支援を実施

事業の流れ

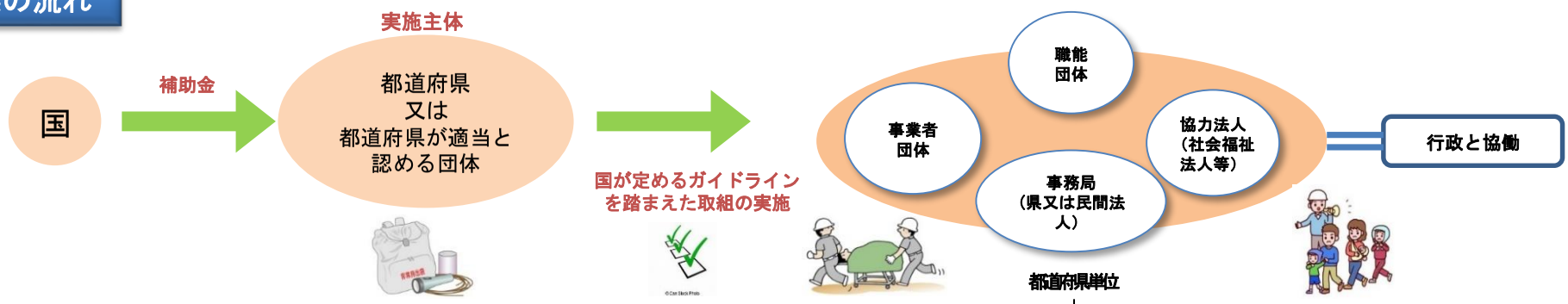

【基本事業】※150万定額補助
○事務局の立ち上げ・運営、○支援体制検討・構築、○普及・啓発、○DWATの組成、○他都道府県との連携

【連携体制充実事業】※上限に175万上乗せ
○保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討・構築、○受援体制の検討・構築、○市町村の会議への参加と連携体制の構築等

【災害対応力向上事業】※上限に320万上乗せ
○災害福祉支援コーディネーターの配置
○保健医療活動チームとの合同研修・訓練
○事業継続計画（BCP）の策定支援

【体制強化事業】※150万定額補助(1回限り)
○ネットワーク本部の体制整備
○被災状況把握のためのシステム作り

別添6

別添７

令和3年4月1日更新

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件（全施設共通）	
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内）　※据置期間は元金の支払猶予期間です。

病院・診療所					
		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2
貸付利率	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収)2億円 (3割未満減収)1億円	(3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円	①・②の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額」のいずれか高い金額
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
貸付金の限度額		次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病　院] (3割以上減収)10億円　(3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円　(3割未満減収)4,000万円			
無担保貸付		[病　院] (3割以上減収)6億円　(3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円　(3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額			

※1　コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
※2　政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業			
		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
貸付利率	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）	
貸付金の限度額		次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額	
		1億円	4,000万円
無担保貸付		1億円	4,000万円

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い　当面６か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長３年６か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Ｑ＆Ａ、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：０１２０－３４３－８６３
※携帯電話等でつながらない場合：０３－３４３８－０４０３

令和3年4月1日更新

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件			
貸付対象 ※ご不明な場合には末尾連絡先にご相談ください		前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合	施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により、減収となった入所施設（地域密着型を除く）
償還期間（据置期間）		15年以内（５年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。	
貸付利率	当初５年間	6,000万円まで**無利子** 6,000万円超の部分は**0.2%**	**1億円**まで**無利子** 1億円超の部分は**0.2%**
	６年目以降	0.2%	0.2%
貸付金の限度額		なし	なし
無担保貸付		6,000万円	**１億円**

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【既往貸付の取扱い】

当面６か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長３年６か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Ｑ＆Ａ、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：０１２０－３４３－８６２
※携帯電話等でつながらない場合：０３－３４３８－０４０３

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

■感染経路が業務によることが明らかな場合

■感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
※（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

■医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省ＨＰのQ&A（項目「５労災補償」）をご覧ください▶

労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

①労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
②やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。
■給付日：休業４日目から
■給付額：休業１日あたり給付基礎日額の８割（特別支給金２割含む）
＊原則として「給付基礎日額」は発症日直前３か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（2020.11）

新型コロナウイルス感染症に関する健康保険法における傷病手当金の対応について

１．制度概要

○　疾病又は負傷の療養のため労務不能となり、収入の喪失又は減少を来たした場合に、これをある程度補填し、生活保障を行う趣旨から、傷病手当金が支給される。

○　具体的には、健康保険の被保険者（任意継続被保険者を除く。）が業務外の事由による療養のため労務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間、支給される。

（※）支給額は、１日につき、直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の１に相当する額の３分の２に相当する金額。

（参考）
支給件数：約200万件（被用者制度分）うち協会けんぽ120万件、健保組合70万件、共済組合10万件（平成30年度）
支給金額：約3,900億円（被用者保険分）うち協会けんぽ2,100億円、健保組合1,600億円、共済組合200億円（平成30年度）

２．新型コロナウイルス感染症に関する対応

○　傷病手当金の概要について、**企業や労働者向けに作成した「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ」に盛り込み、厚生労働省のＨＰにおいて周知を実施**。

○　傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、**「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するＱ＆Ａ」**を３月６日付けで発出し、以下について周知。

- **発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間**についても、**労務に服することが出来なかった期間に該当**すること
- やむを得ず医療機関を受診できなかった場合は、**医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、保険者が労務不能と認め、支給することが可能**であること

別添９

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等に活用することができる制度等について【概要】

Ⅰ．高齢者施設等に対する支援等

1．平時からの感染症対策	
（1）感染症対応力向上のための支援等	①新型コロナウイルス感染症 対策のポイントをまとめたマニュアル、動画、事例集等の活用 ②介護サービスにおける感染症対応力向上のための研修 ③感染症発生時の業務継続計画ガイドライン、ひな型等
（2）高齢者施設等の集中的検査の徹底等	①高齢者施設等の集中的検査の徹底 ②高齢者施設等への重点的な検査の徹底に関する関係団体の相談窓口 ③介護施設等における一定の要件に該当する自費検査費用の補助（地域医療介護総合確保基金）
（3）新型コロナウイルスワクチンの接種	①新型コロナウイルスワクチン接種の順位 ②通所系サービス事業所等における介護報酬の臨時的な取扱い
2．発生時に備えた支援	
－	①介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（地域医療介護総合確保基金）
3．感染者が発生した場合の支援・対応	
（1）感染者が発生した場合の支援	①感染者発生時の医療従事者や感染管理専門家等の派遣 ②かかり増し経費、職員の確保等に向けた支援（地域医療介護総合確保基金） ③社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業 ④看護師等の専門職による同行訪問などの支援 ⑤感染者が発生した場合に必要となる衛生用品等の配布について
（2）感染者が発生等した場合における介護報酬及び診療報酬の特例	①介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬に係る特例的な対応等 ②通所介護等において感染症の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価 ③退院患者の適切な受入促進に係る介護報酬の臨時的な取扱い
4．その他	
－	①独立行政法人福祉医療機構の融資制度の活用

Ⅱ．介護従事者の方々が対象となり得る公的な補償制度等

1．感染した場合	
－	①労災保険の療養補償給付、休業補償給付 、遺族補償給付 ②健康保険の傷病手当金
2．休業する場合	
－	①雇用調整助成金を活用した休業手当の支払